

## 特定者間完結型カーボン・オフセット検討会(第1回) 議事概要

日時: 平成22年1月25日(月) 10時00分~12時00分

場所: 法曹会館

### < 委員からのご意見概要 >

#### 信時委員

- ・ 横浜市は、山梨県道志村との友好・交流に関する協定を締結しており、道志村の水源林の整備をしている。この取り組みを通じて発行される CO2 吸収証書を活用したオフセットの申込みが市内数団体からある。
- ・ 横浜市の経験では、オフセットの取組は行動を促すツールであるものの、吸収証書の販売側は森林整備に関心がありオフセットにおける CO2 削減に取り組むというレベルには達していない。
- ・ 森林の認証は、水道局などと測量のし直しなど手間がかかる。このため、CO2 削減については推進すべきだとは思いますが、CSR や環境交流などといった取り組みが全面にでてしまうのは致し方ないと思う。
- ・ 前述のような市場の認識を踏まえた上でガイドラインを作成してほしい。特に、森林整備をする側と資金提供側が win-win の関係になるものにしてほしい。
- ・ 市場流通型と特定者間との違いについては、まだ市場流通型に至るまでの意識に達していないというのが現状。市内の企業は、支出できるコストに基づき購入する CO2 吸収証書の量を決定するため、オフセットの仕組みのように排出量を先に算定して、その後金額を決めるというレベルに達していない。

#### 明日香委員

- ・ 本検討会の主旨は、法律の消費者保護のニーズがあるのか、あるいは先手を打ってガイドラインを作成するのか。
- ・ クレジット生成の話になると、厳しいルールでよくないものを排除するか、クレジット化できないものを甘く見てクレジット化してしまうという2つの議論がある。前者の考え方が一般的にベターではないか。追加性、Wカウント、何トン削減するのか、という3つの点が付随していないものは注意する必要があると思う。
- ・ 追加性、ダブルカウント防止などを周知させるだけでなく、クレジットとはどういうものかということを普及啓発していったほうが良いと思う。
- ・ J V E R の敷居が高いのが現状だが、クレジットを高く買ってくれるような

仕組みがあれば、自治体も市場でより高く安全なものを買う方向に向かうと思う。一方で環境省側は精度が高いクレジット生成を促すほうが全体制度への信頼性を担保できる。このため、落としどころは、最低限の情報提供を記載することという点かと思うが、規模別で分類する案については、バンドリングすると規模が大きくなるためこの点についてはまだ分からない。

#### 武川委員

- ・ 特定者間はクレジットが媒介しないため、規模や緻密さの幅が広い。このため、ガイドライン作成においては、統ルールは難しいのではないかと考えている。事業類型ではなく深度で区分することが考えられる。
- ・ 環境省の政策のなかで本ガイドラインの政策的位置づけを知りたい。情報提供ガイドは厳しすぎる面もあるが、一方で同じガイドラインという名のものが緩い表示を許してしまうと安易な手段に誘導してしまうことになる。落としどころを知りたい。
- ・ 確認すべきポイントや責任を明確化することが最低ラインだと考える。本ガイドラインのユーザーへのメリットがあれば検討会で情報提供してほしい。
- ・ ガイドラインの提案としては、JVERに準拠するものと、それらのうちどの部分なら緩和してよいのかという段階的な緩和策の一覧表があるとよい。緩和策としては、JVERに準拠することが困難な事情を明示するとよい。
- ・ 第三者検証の要否も本質的には同じで、どういう理由があればどういう点を緩和していいのか、厳格な第三者検証とは何かまず規定し、その上で緩和の要素となるものをピックアップしてもらえると議論しやすい。

#### 宇高委員

- ・ 京都市は、自治体が主体となりグリーン電力でオフセットする取り組みを推進している。自治体では、市場流通型ではなく地域の削減＝クレジットの生成を第一の目的としているため、これが市場流通できてもできなくてもどちらでもよいと考えている。
- ・ これら地域のクレジットが地域間での取引ができればよいが、特定者間のガイドラインを作成する以上、ある程度責任を提示しなければならない。例えば北海道と九州で生成したクレジットに大差があってはいけないため、最低限のルールを定めたガイドラインがあるとよいと考える。
- ・ JVER制度があるため、森林吸収はJVERに沿えばよいのではないかと。一方、中小企業や家庭の小規模なトン単位の取引やこれらのバンドリングなど共同組合での取り組みを促進したいと考えている。

- ・ 第三者認証はコストがかかるので中小企業には厳しい取組といえる。このため、低コストな手法を自治体で考えていけばよいと考える。第三者的なものが、確認するという制度のうえで、削減してオフセットする仕組みだということを地域内でルール化していけばいいのではないかと。ある程度運用は自治体に任せてもらえるルールにしてほしい。
- ・ 情報提供については、より多くの記載が必要なのは分かるが、情報の受け手にとっては何が書いてあるか意味が分からないとよくいわれる。最低限の情報に絞って表示し、リンクに飛ぶと情報があるというようなイメージで公表情報の内容と提供の手法を整理したほうがよい。
- ・ 京都では、中小企業のマネジメントシステム認証について KES で制度構築した経験がある。地方の ISO 審査人の力を借りてもよい、という特定者間の審査ルールを作ってほしいと考える。全国统一で規格化できるものについては、民間が関与しつつ構築してほしい。

#### 池里委員

- ・ ISO 認証機関の経験からいうと、表示については、削減量とは別にバウンダリの設定、クレジットの品質が課題だと考える。様々なレベルの取組に対してマークを付与すると不公平感がでてしまうため、段階的な信頼性を付与することも重要であると思うが、検証されていない活動を広く周知させることも重要だと考える。
- ・ JVER については、ルールで明文化されていないものの判断がまだ曖昧な部分があるが、ある程度制度が確立してくればこれに準拠する方向でよいと思う。ただし、森林事業者にとっては JVER 制度もまだ算定など手探り状態なものが多いのも事実。

#### 新美座長

- ・ JVER 制度に近い規模の活動は、JVER に準ずるという方向でまとめるとよい。
- ・ 第三者認証については、公的機関の関与の仕方は様々な手法が考えられる。自己認証を受ける仕組みや第三者認証など、どこの誰に何を頼むのかという仕組みをつくったらよい。

#### 環境省（事務局）

- ・ J - VER 制度に近い規模の活動は、J - VER に準ずるという方向でまとめる。
- ・ 小規模な自治体の活動などについては、バンドリングが可能かどうかといった将来の可能性を見据えた上でガイドラインを策定する。
- ・ ただし、J - VER への準拠については、各家庭にメーターをつけるような削減量の測定がむずかしいものや新規植林といえない京都議定書上の吸収にカウントできない植樹（伐採後に新規植林したもの）については含めないものとする。
- ・ 気軽な取組については、参考資料2 算定ガイドラインの主体別（自治体、消費者からの寄付など）、目的別の算定レベルを整理したものに近いもので整理する
- ・ これに、コストの簡素化や、商品販売があるケースなど、グループごとに考え方を整理する。
- ・ 市場流通型については利害関係者の特定が難しい場合があるが、特定者間についてはそれらを整理して明示することとする
- ・ 細かい契約のケースも例示し良い契約の例なども明示していく

#### 資料に関する注意事項

- ・ 資料2にあるオフセットの取組件数については新聞報道や各社の公表資料に基づきまとめたものだが、公表されていない自治体と企業との売買契約など報道されていないもの全てをカバーしていない。
- ・ また、2007年以前からの森林吸収証書の取組はカウントされていない。